

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次	ページ
告示	1
農業振興地域の指定の一部改正(三五四、三五八・農林政策課)	1
農業振興地域の指定の廃止(三五九・農林政策課)	13

告 示

秋田県告示第三百五十四号

農業振興地域の指定(昭和四十五年秋田県告示第百七十二号)の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

表合川農業振興地域の項、鳥海農業振興地域の項、仙北農業振興地域の項、稲川農業振興地域の項及び皆瀬農業振興地域の項を削る。

表の次に次のように加える。

表示手段用平面図は、登載を省略し、農林水産部農林政策課及び関係地域振興局農林部並びに関係町役場に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第三百五十五号

農業振興地域の指定(昭和四十六年秋田県告示第百九号)の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

表西目農業振興地域の項、協和農業振興地域の項、森吉町農業振興地域の項及び雄勝農業振興地域の項を削り、表大曲農業振興地域の項を次のように改める。

大仙農業振興地域

大仙市のうち次の区域を除いた区域

国有林野

- (二)(一) 官行造林地(官行造林地基本図(昭和五十六年度版)中第三林班のうち小班区分チ、リ及びい並びに第四林班のうち小班区分イ、ロ、トからリまで及びいを除く。)
- (三) 大曲市森林計画図(平成十五年度版)中第一林班(小班番号一から十二の一まで、十六、二十三、二十六及び四十三の一を除く。)、から第七林班(小班番号十一から十五まで、十七から十九の一まで、四十九、四十九の一、五十一及び五十一の一を除く。)、まで、第八林班(小班番号一を除く。)、から第十林班(小班番号六及び十を除く。)、まで、第十一林班、第十二林班(小班番号八及び九の一を除く。)、から第十五林班(小班番号二十五の一及び二十五の二を除く。)、まで、第十六林班(小班番号二十六の二及び三十を除く。)、から第十八林班(小班番号四、八から十四まで、二十一から二十五まで及び三十七の一から四十九までを除く。)、まで、第十九林班(小班番号八から十二まで、十四から十七まで及び二十から二十七までを除く。)、第二十一林班から第二十三林班(小班番号七から三十まで及び三十二から四十までを除く。)、まで、第二十四林班(小班番号一から四の一まで、八、二十七から三十まで、三十九から四十一まで、四十六から四十八まで及び五十を除く。)、第二十五林班(小班番号一及び一の一を除く。)、第三十林班(小班番号十五、十七から二十七まで、三十から三十五まで及び三十八から四十一までを除く。)、第三十一林班(小班番号二から八まで、十から十七まで、十九から二十一まで、二十三から二十五まで、二十九、三十一から三十四の一まで、四十一から四十九まで、五十二から六十八まで及び七十五から七十九までを除く。)、第三十二林班(小班番号二から四まで、六及び九から十四までを除く。)、第三十三林班(小班番号一から十までを除く。)、第三十四林班(小班番号十七から二十二までを除く。)、第三十五林班(小班番号一から八の一

まで、十二から十四まで、十九から二十三の一まで、二十五から三十二まで及び四十二から五十七までを除く。)、第三十六林班(小班番号十四から二十一までを除く。)、第三十七林班(小班番号二十一を除く。)、第三十八林班(小班番号十九、二十及び二十三から三十四までを除く。)、第三十九林班(小班番号一から五まで、七、九から十三まで、二十二から二十四まで、二十八、三十二、三十三、三十六及び四十一から四十五までを除く。)、第四十林班(小班番号一から三まで、十四、十五、二十二、二十三、四十五から五十三まで、五十五から六十四まで、八十四及び八十六を除く。)、第四十一林班(小班番号百十八から百二十までを除く。)、第四十二林班(小班番号十二から十七まで、五十三から九十一まで及び九十三から百八の一までを除く。)、及び第四十三林班(小班番号一から八までを除く。)(の民有林

(四) 神岡町森林計画図(平成十五年度版)中第五林班、第六林班(大字神宮寺のうち字沢山十七番地から七十二番地まで及び字小沢山百四十四番地の一を除く。)、から第八林班まで、第十林班から第十二林班まで及び第十四林班から第十六林班までの民有林

(五) 西仙北町森林計画図(平成十五年度版)中第二林班のうち小班番号十四から十七まで、十九、二十五、二十六及び三十から四十一まで、第三林班のうち小班番号一から百八まで及び百十から百三十一まで、第四林班のうち小班番号一(大字刈和野のうち字山北ノ沢七十六番地の一、七十六番地の六及び七十六番地の七を除く。)、から四十四まで、四十七から六十四まで及び六十八から百四十五まで、第五林班のうち一から百三十まで、百四十三から百五十まで、百五十二及び百五十三、第九林班から第四十林班(小班番号一から二までを除く。)、まで、第四十一林班、第四十二林班(小班番号十及び十二から十三まで並びに大字土川のうち字猪沢三番地から十一番地までを除く。)、第四十三林班、第四十四林班(小班番号五から十二までを除く。)、から第五十三林班(小班番号三十六から四十一までを除く。)、まで、第五十四林

班(小班番号二十二から三十三まで及び八十三から八十五まで並びに大字土川のうち字仏沢一番地から三番地まで及び三十から三十三までを除く。)、まで、第五十七林班、第五十八林班(小班番号五から六の二まで及び九並びに大字土川字水上一番地の二を除く。)、から第六十三林班(小班番号一から五までを除く。)、まで、第六十四林班、第六十五林班(小班番号四十九の一から五十六までを除く。)、から第七十二林班(小班番号一から四までを除く。)、まで、第七十三林班、第七十四林班(小班番号二から十までを除く。)、第七十五林班(小班番号二十六から三十一まで及び三十五を除く。)、から第七十八林班(小班番号三十二から四十一までを除く。)、まで、第七十九林班、第八十林班(小班番号一から三まで、五、七及び八を除く。)、第八十一林班(小班番号七から十一までを除く。)、から第八十三林班(大字土川のうち字小杉山沢ノ内ブンナ坂一番地の二及び二番地を除く。)、まで、第八十四林班、第八十八林班、第八十九林班のうち小班番号二十八から五十五まで、第九十林班のうち小班番号一から十九まで、第九十一林班、第九十二林班のうち小班番号一から九十六まで、第九十三林班のうち小班番号一から百三十五(大字円行寺のうち字大場台四十一番地から四十六番地までを除く。)、まで及び百三十六から百四十三まで、第九十四林班のうち小班番号一から二百十まで、第九十五林班のうち小班番号一から七十二まで、第九十六林班のうち小班番号一から百二十八まで、第九十八林班、第九十九林班(小班番号三十五から四十四まで及び四十六を除く。)、第一百林班(小班番号九十四から百六まで及び百十七から百二十までを除く。)、第一百二林班(小班番号一から十一まで及び二十一から二十六までを除く。)、から第一百四十四林班まで、第九十九林班(小班番号五十九から六十の一までを除く。)、第一百十林班(小班番号六十六から六十八まで及び七十三から八十二までを除く。)、から第一百八十八林班(小班番号

十九から二十一までを除く。)まで、第一百九林班、第一百二十林班(小班番号十から二十五までを除く。)から第一百二十五林班(小班番号五十から六十一までを除く。)まで、第一百二十六林班から第一百二十八林班(小班番号三十から四十四までを除く。)まで、第一百二十九林班、第一百三十一林班から第一百三十四林班(小班番号百四十九、百五十及び百五十三を除く。)まで、第一百三十五林班、第三百三十八林班のうち小班番号一から百七十まで並びに第三百三十九林班のうち小班番号一から二百八までの民有林(表示手段用平面図に青色で着色した部分に該当する区域を除く。)

(六) 中仙町森林計画図(平成十五年度版)中第一林班から第十九林班まで及び第二十三林班から第三十三林班までの民有林

(七) 協和町森林計画図(平成十五年度版)中第一林班(小班番号九十九から百二十五までを除く。)から第六林班(小班番号十一、十二、十九及び二十を除く。)まで、第七林班、第八林班(小班番号十の八、十の十六、十の三十八から十の四十二まで及び十の四十八を除く。)から第十八林班(小班番号三十九から四十三まで、八十四から九十まで及び九十五から九十七までを除く。)まで、第十九林班(小班番号七十九から八十二までを除く。)から第二十一林班(小班番号二から十一まで、十五から二十まで、百八及び百九を除く。)まで、第二十二林班(小班番号二十八から三十一までを除く。)、第二十三林班(小班番号六、七、九の一から十一まで、六十一及び六十二を除く。)、第二十四林班(小班番号五十六から六十二まで及び六十五から七十一までを除く。)、から第二十六林班(小班番号五百四十七から五百五十まで及び五百五十三から五百六十二までを除く。)まで、第二十七林班(小班番号六十九、七十、九十の一から九十の五まで及び百三十を除く。)、から第三十七林班(小班番号八十一を除く。)、まで、第三十八林班から第四十五林班(小班番号一から二十二まで及び三十八から五十六までを除く。)、まで、第四十六林班(小班番号

一から九十二までを除く。)、から第五十二林班(小班番号六十から六十二の三までを除く。)、まで、第五十三林班、第五十四林班(小班番号九十五から九十六の一まで及び百一から百十一までを除く。)、から第五十七林班(小班番号五十から五十七までを除く。)、まで、第五十八林班(小班番号一から四十の六まで及び四十一から六十四の一までを除く。)、から第六十林班(小班番号二十四から四十の一までを除く。)、まで、第六十一林班(小班番号三十三、三十八、四十三から四十六、五十から五十六まで及び五十九から六十九までを除く。)、から第六十七林班(小班番号三十六、三十七及び四十五を除く。)、まで、第六十八林班から第七十林班(小班番号九十一を除く。)、まで、第七十一林班から第八十林班(小班番号三十四及び三十七を除く。)、まで、第八十一林班(小班番号十一から十四の一まで及び十五から十八までを除く。)、第八十二林班(小班番号一から九の一まで及び四十七から五十一までを除く。)、第八十三林班(小班番号二から四まで、十、十の五、十の六、二十三から二十七の一まで、三十三から三十九まで、四十一、四十一の一、四十三から四十五まで及び四十八を除く。)、から第八十五林班(小班番号十二を除く。)、まで、第八十六林班から第八十八林班(小班番号四、五、十九、二十、二十八から三十まで及び五十三を除く。)、まで、第八十九林班、第九十林班(小班番号三十二から三十四まで、三十九、四十五、五十七、五十七の一、六十七及び六十八を除く。)、第九十一林班(小班番号一を除く。)、第九十二林班(小班番号五十四、五十五及び五十七を除く。)、第九十三林班(小班番号二十一及び二十三を除く。)、から第九十六林班(小班番号八十四から八十六までを除く。)、まで、第九十七林班から第百林班(小班番号八から十九まで、二十六、四十一、四十九、五十一から六十三の一まで、六十四及び六十五を除く。)、まで、第百一林班(小班番号十六を除く。)、第百二林班(小班番号一から六十四の一まで及び七十九の一から百五十二までを除く。)、第百三林班(小班番号一から四まで

七、九、十、二十八、三十から三十六まで、五十一から五十五まで、六十四から六十八まで及び九十から九十三までを除く。)、第百四林班(小班番号一、一の四及び二を除く。)、第百五林班(小班番号一及び四を除く。)、第百六林班(小班番号五十七の二及び七十六を除く。)、第百十林班(小班番号三十一、三十一の二、三十一の三及び三十二から四十二までを除く。)、第百十一林班(小班番号一から四まで及び二十四から三十八までを除く。)、第百十二林班(小班番号一から二十まで、三十七、三十七の一、四十、四十の一及び四十三から四十六までを除く。)、第百十三林班(小班番号五十五から五十七まで及び五十八から五十九の三までを除く。)、第百十四林班(小班番号一、五十二及び五十三を除く。)、第百十五林班(小班番号六十一から七十までを除く。)、第百三十一林班(小班番号八から十二までを除く。)、第百三十二林班、第百三十三林班(小班番号一の四、五及び五の二を除く。)、第百三十八林班(小班番号十を除く。)、第百三十九林班から第百五十五林班までの民有林

(八)

南外村森林計画図(平成十五年度版)中林班番号第一林班から第三林班(小班番号四十七から六十四までを除く。)、第百四林班(小班番号六十三を除く。)、第百五林班のうち小班番号一から四十五まで、第百六林班のうち小班番号一から十八まで、二十二から三十八まで及び四十六から七十八まで、第七林班(小班番号十を除く。)、第八林班、第十一林班、第十二林班(小班番号一から二十六までを除く。)、第十六林班(小班番号一から十五までを除く。)、第十七林班から第二十二林班(小班番号八から十八までを除く。)、第百二十四林班、第百二十五林班(小班番号一から十一まで及び四十三から五十四までを除く。)、第百二十六林班(小班番号二十二から三十六までを除く。)、第百二十七林班(小班番号一から二十六までを除く。)、第百二十八林班(小班番号一から三十三までを除く。)、第百二十九林班(小班番号一から十二までを除く。)、第百三十林班、第

三十二林班、第三十三林班(小班番号十四から二十五までを除く。)、第三十五林班から第四十一林班まで、第四十五林班から第五十一林班(小班番号十一から五十三までを除く。)、第百五十二林班、第五十四林班、第五十六林班から第五十八林班(小班番号十から二十七までを除く。)、第百五十九林班(小班番号一から三十六までを除く。)、第六十林班(小班番号一から二十七までを除く。)、第百七十一林班(小班番号十九から二十まで、二十七から三十四まで及び四十三から七十一までを除く。)、第百七十六林班のうち小班番号九十八から百八十一まで、第七十七林班(小班番号一から四十五までを除く。)、第百八十二林班(小班番号一から十四までを除く。)、第百八十三林班、第百八十四林班(小班番号五十六から八十三までを除く。)、第百八十五林班(小班番号一から八までを除く。)、第百八十六林班(小班番号十九から四十四までを除く。)、第百八十七林班(小班番号一から三までを除く。)、第百八十九林班(小班番号四十六から八十七までを除く。)、第百九十林班から第九十五林班までの民有林

(九) 太田町森林計画図(平成十五年度版)中第一林班から第十六林班までの民有林

(十) 大字四ツ屋のうち字上古道四十五番地の一、六十三番地及び百四十九番地の一、字中古道九十八番地、字下古道三番地並びに字上原野百七十七番地の区域

(主)(±) 大字長野のうち字為右工門川原及び字八乙女の区域

表示手段用平面図に赤色で着色した部分に該当する区域

表の次に次のように加える。

表示手段用平面図は、登載を省略し、農林水産部農林政策課及び関係地域振興局農林部並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第三百五十六号

農業振興地域の指定(昭和四十七年秋田県告示第百八十七号)の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

表阿仁農業振興地域の項、若美農業振興地域の項、大内農業振興地域の項、中仙農業振興地域の項及び太田農業振興地域の項を削り、表男鹿農業振興地域の項を次のように改める。

男鹿農業振興地域

男鹿市のうち次の区域を除いた区域

国有林野

(二)(一) 男鹿市森林計画図(平成十五年度版)中第三林班から第十林班まで、第十二林班から第十八林班まで、第二十

林班から第四十林班まで、第四十七林班、第五十一林班、第七十林班、第七十一林班、第七十四林班、第七十五林班、第七十七林班から第八十林班まで、第八十二林班から第八十六林班まで、第九十二林班及び第九十四林班から第九十八林班までの民有林

(三) 大字戸賀戸賀、大字戸賀塩谷、大字戸賀塩浜及び大字戸賀加茂青砂の区域

(四) 大字北浦入道崎、大字脇本百川、大字脇本浦田、大字脇本富永、大字五里合琴川、大字五里合箱井、大字船川港比詰、大字男鹿中滝川及び大字男鹿中間口の区域のうち男鹿国定公園の特別保護地区、第一種特別地域及び第二種特別地域に該当する区域

(五) 大字船川港双六、大字船川港小浜及び大字船川港本山門前の区域のうち県道男鹿半島線を境界として日本海に面する区域

(六) 表示手段用平面図に赤色で着色した部分に該当する区域

表湯沢農業振興地域の項を次のように改める。

湯沢農業振興地域

国有林野

官行造林地

(三)(二)(一) 湯沢市のうち次の区域を除いた区域
湯沢市森林計画図(平成十五年度版)中第一林班のうち小班番号一から三まで、七、八、十から十五まで、五

十四、六十二及び六十三、第二林班のうち小班番号三及び四、第三林班のうち小班番号十八、十九、二十七、二十八、三十、四十八及び四十九、第四林班のうち小班番号一から十まで、十四から十六まで、二十二、二十五及び五十一、第五林班のうち小班番号三十から三十二まで及び三十四、第六林班のうち小班番号七、二十五及び三十、第八林班のうち小班番号四、六十一及び九十、第九林班のうち小班番号一から十一まで、十三から十八まで、二十七から四十七まで及び四十九から五十五まで、第十林班のうち小班番号一から十九まで、二十二から二十七まで、二十九、三十、三十三から四十三まで、四十五から四十八まで、五十五から七十一まで、七十三から八十一まで及び八十四、第十三林班のうち小班番号五十二及び五十三、第二十一林班のうち小班番号一から三まで、二十四、二十五及び三十四、第二十二林班のうち小班番号八から十三まで及び十五から十八まで、第二十三林班のうち小班番号二十九、三十一から三十五まで及び三十九から四十三まで、第二十九林班のうち小班番号八十五から百五十八まで、第三十林班のうち小班番号七十九、九十三、九十五及び九十八、第四十八林班のうち小班番号三十四及び四十九、第五十二林班のうち小班番号八十二から百七まで、第五十三林班のうち小班番号三十三から三十九まで、四十二から四十四まで及び八十三、第五十四林班のうち小班番号一から二十三まで、四十八から五十二まで、百二十七、百二十八、百四十から百四十四まで及び百五十九から百七十三まで、第五十五林班のうち小班番号八十三、八十四及び九十八、第五十七林班のうち小班番号一から三まで、第六十林班のうち小班番号三十、第六十一林班のうち小班番号三十三、三十四及び六十三から七十二まで、第七十一林班のうち小班番号十五、十六、十八から二十まで及び三十、第七十二林班のうち小班番号五十三、五十四、六十二及び七十九、第七十三林班のうち小班番号三十六から三十八まで、第七十六林班のうち小班番号十四から十六まで及び三十四から三十九まで、第八十一林班のうち小班番号五から九まで、

五十から六十まで、七十六から七十九まで及び八十二から九十一まで、第八十二林班のうち小班番号二、三から六まで、八から十まで、五十四、五十五、五十七、五十九及び六十、第八十三林班のうち小班番号一、三から十まで、二十九から三十二まで、八十三から八十八まで及び九十五から九十七まで、第八十九林班のうち小班番号六十九、七十一及び七十二、第九十一林班のうち小班番号百五十から百八十まで、第九十二林班、第九十三林班のうち小班番号一から三まで、七、八及び十一、第九十五林班のうち小班番号三十一、三十三、三十四、三十六及び三十七、第九十九林班のうち小班番号三十二から三十六まで、五十二、五十三及び六十一から六十五まで、第百一林班のうち小班番号一から三まで、八から十一まで、二十六及び六十から六十二まで、第百二林班のうち小班番号二、十三から十七まで、二十から二十五まで及び四十八から五十五まで、第百三十三林班のうち小班番号五十一から五十四まで、第百三十七林班のうち小班番号二十九及び五十一から五十三まで、第百三十八林班のうち小班番号一及び十六から十八まで、第百三十九林班のうち小班番号八、第百三十九林班のうち小班番号十四、第百三十九林班のうち小班番号二十三及び五十五、第百三十九林班のうち小班番号六十五、第百三十九林班のうち小班番号六及及び七、第百三十四林班のうち小班番号六十九から九十六まで、第百三十五林班のうち小班番号二十四から二十七まで、第百三十六林班のうち小班番号七十八、八十から九十まで及び百二十八から百三十まで並びに第百三十七林班のうち小班番号一、五、六、三十四、三十五及び百五の民有林

(四) 稲川町森林計画図(平成十五年度版)中第七林班から第十林班まで、第十二林班、第十三林班(小班番号百二十四の三十二、百三十八、百四十、百四十一及び百五十二から百五十六までを除く)、第十四林班、第十七林班から第二十一林班まで、第二十四林班から第三十四林班まで、第三十六林班から第四十二林班まで及び第四十四林班の民有林

(五) 雄勝町森林計画図(平成十五年度版)中第二十六林班

のうち小班番号一から四十七まで、第四十五林班のうち小班番号五十から百四まで、第五十二林班のうち小班番号一から七十六まで、七十八から八十まで、百六から百七十七まで及び百六十一から百八十四まで、第五十六林班のうち小班番号二十、二十一、二十三から二十六まで、三十六から五十二まで及び五十四から二百四十二まで、第五十七林班のうち小班番号一から二百十九まで、第五十八林班のうち小班番号一から八十一まで、八十五及び八十六、第六十七林班のうち小班番号三十五から九十四まで、第六十九林班のうち小班番号二十二から二十六まで、三十四から四十まで及び四十六から七十一まで、第七十林班のうち小班番号六十八から八十二まで、九十五から九十九まで及び百四から百五十四まで、第九十九林班のうち小班番号百十二、百十三及び百二十二から百九十まで、第百九十九林班のうち小班番号一、二、十七から二十三まで及び二十五から百六十九まで、第百十林班のうち小班番号一から二十四まで、二十六、二十九から三十五まで、三十七から四十二まで、四十六から五十六まで、五十九から六十六まで、七十一から七十八まで及び八十から百二十九まで並びに第百二十二林班のうち小班番号一から三まで、七、八、十四及び十七から三十一までの民有林

(六) 皆瀬村森林計画図(平成十五年度版)中第一林班から第十七林班まで、第十九林班から第三十林班まで、第三十二林班から第四十一林班まで、第四十二林班(小班番号十四から十八の二まで及び五十五の一から五十七までを除く)から第四十八林班(小班番号六から八までを除く)まで、第四十九林班から第五十七林班まで、第五十九林班、第六十二林班から第六十八林班まで、第七十林班から第七十三林班まで、第七十五林班から第八十四林班まで及び第八十六林班から第九十三林班までの民有林

(八)(七) 栗駒国定公園の特別保護地区に該当する区域
表示手段用平面図に赤色で着色した部分に該当する区域

表東由利農業振興地域の項を削る。
 表の次に次のように加える。
 表示手段用平面図は、登載を省略し、農林水産部農林政策課及び関係地域振興
 同農林部並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第三百五十七号

農業振興地域の指定（昭和四十八年秋田県告示第百六十五号）の一部を次のように
 改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

表昭和農業振興地域の項を次のように改める。

秋田県知事 寺 田 典 城

潟上農業振興地域

潟上市のうち次の区域を除いた区域

国有林野

- (二)(一) 昭和町森林計画図（平成十五年度版）中第一林班、第二林班のうち小班番号二十八から五十六まで、第三林班、第四林班、第五林班のうち小班番号二から九十六まで及び百二から百十四まで、第六林班、第七林班のうち小班番号一から百四十三まで及び百四十八から百六十三まで、第八林班のうち小班番号一から十三まで及び三十二から百六十二まで、第九林班のうち小班番号一から十五まで及び四十六から六十八まで、第十林班から第十七林班まで、第十八林班のうち小班番号二十一から九十九まで及び百十四から百六十四まで並びに第十九林班から第二十六林班までの民有林（表示手段用平面図に青色で着色した部分に該当する区域を除く。）
- (三) 表示手段用平面図に赤色で着色した部分に該当する区域

表岩城農業振興地域の項、神岡農業振興地域の項及び南外農業振興地域の項を削り、表鷹巣農業振興地域の項を次のように改める。

北秋田農業振興地

北秋田市のうち次の区域を除いた区域

- (一) 国有林野（鍵ノ滝字鍵ノ滝二百七番地及び二百九番地を除く。）

(三)(二) 官行造林地

- 鷹巣町森林計画図（平成十五年度版）中第一林班から第五十三林班まで、第五十四林班のうち小班番号一から三十まで及び三十八から四十一まで、第五十五林班から第六十八林班まで、第六十九林班のうち小班番号一から五まで、八、十五及び十六、第七十林班、第七十一林班、第七十二林班のうち小班番号一及び三から十五まで、第七十三林班から第七十九林班まで、第八十林班のうち小班番号一、三及び四、第八十一林班から第九十二林班まで、第九十三林班のうち小班番号一から二十六まで及び二十九から五十一まで、第九十四林班から第百二林班まで、第百三林班のうち小班番号五から七十まで、第百四林班から第百六十八林班まで並びに第百七十林班の民有林（表示手段用平面図に青色で着色した部分に該当する区域を除く。）

(四) 阿仁町森林計画図（平成十五年度版）中第一林班のうち小班番号一から十五まで、十八及び十九、第二林班から第四林班まで、第六林班から第十三林班まで、第二十二林班から第三十一林班まで、第三十四林班、第三十八林班、第四十一林班から第四十五林班まで、第四十七林班から第五十林班まで、第五十二林班から第五十五林班まで、第六十二林班、第六十七林班、第六十九林班から第七十二林班まで、第七十四林班のうち小班番号一、第七十九林班、第八十四林班のうち小班番号一、第八十六林班、第八十七林班、第八十九林班、第九十三林班、第九十四林班から第九十七林班まで、第九十九林班から第百三十三林班まで、第百五林班、第百六林班、第百九林班から第百十二林班まで並びに第百十五林班の民有林

(五) 合川町森林計画図（平成十五年度版）中第一林班から第八林班まで及び第三十二林班から第六十三林班までの民有林

(六) 大字米内沢のうち字田ノ沢、字七曲、字ヲツコ沢、字倉ノ沢、字一本杉、字黒沢及び字高御嶽の区域

(八)(七) 大字本城のうち字寺ノ沢、字摩当沢及び字御嶽の区域

大字浦田のうち字稻荷沢、字五郎助、字寄延沢、字寄

- (九) 延沢家ノ下、字寄延沢滝ノ下、字武蔵沢、字寄延沢街道
上、字田ノ沢、字地藏沢、字大淵家ノ上、字林岱、字押
出沢、字沼ノ岱及び字高淵の区域
- (九) 大字桂瀬のうち字間内沢、字中間内沢、字杉ノ沢、字
内真木、字田屋ノ沢及び字大滝沢の区域のうち高森山と
七角山を結ぶ直線の南側の区域
- (十) 大字阿仁前田のうち字惣内滝ノ上、字惣内滝ノ下、字
横支内、字真木ノ沢、字上ノ沢、字下前田山根及び字上
滝ノ沢の区域
- (十一) 大字五味堀字天館の区域
- (十二) 大字小又のうち字七角山下夕、字高関一段、字浦支内、
字堂ビヤ、字薑沢及び字ヒドナの区域
- (十三) 大字根森田のうち字木振沢、字薑沢、字ヘグリ、字大
昌沢、字差川、字追上岱上段、字サシ、字萩ノ岱、字白
沢、字追上沢及び字真木ノ沢の区域
- (十四) 大字森吉のうち字大杉、字鉄岱、字砂子沢、字小繫沢
口、字土川沢、字砂子沢家ノ向、字本砂子沢、字清水淵
沢口、字砂子沢下岱、字硯岱、字湯ノ岱川向湯ノ沢、字
森吉沢、字火ノ沢、字ネネム沢、字惣瀬沢、字馬立場、
字松倉口、字上ケ沢、字堰根、字沼ノ沢、字榎木沢、字
東ノ又、字家ノ前、字樋ノ上、字田ノ沢、字差川添、字
崩、字狐岱、字善滝沢口、字柳ノ沢、字家ノ下、字深沢、
字横岱、字押付岱、字丹瀬口、字清兵工岱及び字一ノ又
の区域
- (十五) 大字上杉のうち字金沢五十七番地の一、六十六番地の
三、六十六番地の八から六十六番地の十七まで、六十八
番地、九十七番地の一、九十七番地の二、百一番地の二、
百一番地の五十から百一番地の五十六まで、百七十二番
地の一、百七十二番地の二、百七十八番地の百五十八、
百七十八番地の百五十九、百七十八番地の百六十一、百
七十八番地の百六十九、百七十八番地の二百三十九から
百七十八番地の二百五十三まで、百七十八番地の二百六
十二、百七十八番地の二百七十九、百七十八番地の三百
三十五、百七十八番地の三百七十七、百七十八番地の三
百七十八、百七十八番地の三百九十一から百七十八番地

<p>の三百九十四まで、百七十八番地の四百七から百七十八番地の四百十二まで、百七十八番地の四百二十五から百七十八番地の四百三十一まで、百七十八番地の六百八十、百七十八番地の七百七、百七十八番地の七百四十一、四百六番地の一から四百六番地の四まで、四百十七番地の一から四百十七番地の三まで、四百二十四番地の三及び四百二十四番地の四の区域</p> <p>(六) 大字川井のうち字横呑沢五番地の七、五番地の六十九及び五番地の百二十五から五番地の百四十までの区域</p> <p>(七) 表示手段用平面図に赤色で着色した部分に該当する区域</p>	<p>表飯田川農業振興地域の項、矢島農業振興地域の項、由利農業振興地域の項及び西 仙北農業振興地域の項を削る。 表の次に次のように加える。 表示手段用平面図は、登載を省略し、農林水産部農林政策課及び関係地域振興 局農林部並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>秋田県告示第三百五十八号 農業振興地域の指定(昭和四十八年秋田県告示第七百二十一号)の一部を次のよう に改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。 平成十七年三月二十二日</p> <p>秋田県知事 寺 田 典 城</p> <p>表本荘の項を次のように改める。</p>	<p>由利本荘</p> <p>由利本荘市のうち次の区域を除いた区域</p> <p>(一) 国有林野(大字矢島町元町のうち字野中十八番地の 一、十九番地の一、二十二番地の一、二十三番地、二十 四番地の一、二十四番地の二及び二十五番地、字鮎沢十 一番地及び十二番地の二並びに字金ヶ沢四十八番地の区 域を除く。)</p> <p>(二) 官行造林地</p> <p>(三) 本荘市森林計画図(平成十五年度版)中第一林班から 第四十七林班(小班番号十三の一から百三十二の八ま で、百三十四から百三十六まで、百三十九、百四十から</p>
---	---	---

百四十二の一まで及び百四十五の一から百五十五までを除く。)まで、第四十八林班から第五十八林班(小班番号九から十一まで、十三から十五まで、十六の二から十七の二まで及び二十九から三十四までを除く。)まで、第六十林班から第百五十五林班(小班番号九十四から百二の二まで、百七、百八及び百十から百十七の五までを除く。)まで及び第百五十六林班から第百六十三林班までの民有林

(四) 岩城町森林計画図(平成十五年度版)中第一林班から第十六林班まで、第十八林班のうち小班番号四十から四十二まで、五十八から六十五まで及び七十から百十まで、第十九林班から第四十八林班まで、第四十九林班のうち小班番号三十一から五十まで、第五十林班、第五十一林班、第五十五林班、第五十六林班、第六十一林班から第八十六林班まで、第八十七林班のうち小班番号一から四十八まで及び五十から五十三まで並びに第九十三林班から第百二十二林班までの民有林(表示手段用平面図に青色で着色した部分に該当する区域を除く。)

(五) 由利町森林計画図(平成十五年度版)中第一林班から第六十九林班までの民有林

(六) 西目町森林計画図(平成十五年度版)中第一林班(小班番号五から五十までを除く。)、第二林班(小班番号二百六から二百三十一までを除く。)、第四林班(小班番号一から十一まで、七十九から九十一まで、九十三及び九十五から百五十五までを除く。)、第五林班、第六林班(小班番号百十一、百十三、百十五から二百四十一まで及び二百二十五から二百三十五までを除く。)、第八林班(小班番号一から三十まで、百二十八、百三十、百五十五、百五十六、百七十から二百二の八まで及び二百十九から二百三十八までを除く。)、第九林班(小班番号一、二十四から三十二まで、四十六、四十七、四十九、七十四、九十九及び百四十九を除く。)、第十一林班、第十二林班(小班番号一から十九までを除く。)、第十三林班から第二十林班まで、第二十一林班(小班番号一から三十六までを除く。)、第二

十二林班(小班番号百三十七から百四十一まで及び百五十一から百六十七の一までを除く。)、から第二十五林班(小班番号四から五十七及び六十五から百九十四までを除く。)、まで、第二十八林班(小班番号十から五十八まで、百三十八、百三十九及び百四十一から百四十五までを除く。)、及び第二十九林班(小班番号一から八まで、十、十三から二十二まで、四十五から四十八まで、五十一から五十四まで及び五十五の一から五十五の二までを除く。)、の民有林

(七) 鳥海町森林計画図(平成十五年度版)中第一林班から第五十四林班まで及び第六十林班から第百九十四林班までの民有林

(八) 東由利町森林計画図(平成十五年度版)中第一林班のうち小班番号一から二十七まで、三十一から四十まで、四十三から七十九まで及び八十三から九十三まで、第二林班、第三林班のうち小班番号一から十四まで、十七から四十一まで、四十五及び四十九から百十四まで、第四林班のうち小班番号四から十四の一まで、三十七、三十七の一、三十八の一、三十八の二、四十四から五十一まで、六十二の一及び百六から百九まで、第五林班のうち小班番号一から十七まで、二十から六十六の一まで、六十九の一、七十一から七十六の三まで、七十八から百六まで、百八から百二十八まで、百三十、百三十一、百三十三及び百三十四、第六林班のうち小班番号四から十九まで、二十一の一から三十四まで、三十六から四十八の二まで、第七林班のうち小班番号一から二十九まで及び三十三から四十四まで、第八林班のうち小班番号一から七十四まで、九十五から百四まで、百十二及び百十三、第九林班のうち小班番号二の一から九まで、二十一から二十六まで、四十四の一、四十九から六十一まで、七十五の一、七十五の二、八十二から百一まで、百二の一から百九まで、百十二の一及び百十四から百二十八まで、第十林班のうち小班番号一から八十まで及び八十六から九十八まで、第十一林班のうち小班番号二から十ま

で及び十九から百十四まで、第十二林班、第十三林班、第十四林班のうち小班番号一から二十八の一まで及び三十二から七十一まで、第十五林班のうち小班番号一から二の一まで及び四から四十一まで、第十六林班、第十七林班、第十八林班のうち小班番号一から三十九まで、三十九の二十七、三十九の二十九及び四十五の一から九十四まで、第十九林班のうち小班番号一から二十まで、二十の四及び五十三から六十五まで、第二十林班、第二十一林班のうち小班番号一、二、四から四の八まで及び七から三十九まで、第二十二林班、第二十三林班のうち小班番号一から十まで、十三から五十六の三まで及び六十四から九十六まで、第二十四林班のうち小班番号一から十二まで、十四及び十六から八十まで、第二十五林班、第二十六林班のうち小班番号一から八まで、十四の二及び十四の四から七十五まで、第二十七林班のうち小班番号一から百十七まで及び百二十三の一から百三十まで、第二十八林班、第二十九林班のうち小班番号一から五十三まで及び五十五から九十四まで、第三十林班から第三十二林班まで、第三十三林班のうち小班番号一から十八まで及び二十二から六十八まで、第三十四林班のうち小班番号一から五十三まで、五十六の二及び六十から百五まで、第三十五林班、第三十六林班、第三十七林班のうち小班番号一から二の一まで、四から六十八まで及び七十三から七十六まで、第三十八林班、第三十九林班、第四十林班のうち小班番号一から十二の八まで、第四十一林班から第四十四林班まで、第四十五林班のうち小班番号一から四十の一まで及び四十三から六十まで、第四十六林班のうち小班番号一から四十まで及び四十九から六十四まで、第四十七林班、第四十九林班のうち小班番号九十二及び九十三、第五十二林班のうち小班番号九十四から百三十一まで、第五十三林班のうち小班番号五の一、七の一、七の二、十から百四まで、百八から百九まで及び百十二から百十四まで、第五十四林班のうち小班番号五十一から六十七まで、六十八の一、七十二から九十八まで、百一、百一の一及び百二十の一、第五十五林班、

第五十六林班のうち小班番号一から二十五まで、三十二、三十三、三十四の一及び三十九から四十九の四まで、第五十七林班のうち小班番号一から二十まで及び二十九から七十まで、第五十八林班のうち小班番号一から八十の三まで及び八十二、第五十九林班のうち小班番号四から二十六まで、三十一から四十二まで及び六十九の一から九十三まで、第六十林班から第六十四林班まで、第六十五林班のうち小班番号一から二十六まで及び三十一から五十三まで、第六十六林班、第六十七林班のうち小班番号十八から三十八まで、四十及び四十二から百四十四まで、第六十八林班、第六十九林班のうち小班番号六から四十九まで、第七十林班、第七十一林班のうち小班番号一から十四の一まで及び十六から十九まで、第七十二林班のうち小班番号五、第七十三林班、第七十四林班、第七十五林班のうち小班番号四から六まで、九、九の一、十の三、十一から十六の一、十八から二十三まで及び二十五から六十六まで、第七十六林班、第七十七林班のうち小班番号一から七十六まで、七十七の一から八十三まで及び百三十九、第七十八林班のうち小班番号一から二十八の九まで、二十八の十一、二十八の十二、二十八の十四から二十八の二十まで及び二十九から八十九の一まで、第七十九林班、第八十林班、第八十一林班のうち小班番号一から九まで、九の二、十の一及び十二から十四の六まで、第八十二林班のうち小班番号四から十八まで、第八十三林班のうち小班番号一から八まで、十から二十九まで及び三十二から五十三まで、第八十四林班、第八十五林班のうち小班番号一から四十八まで及び五十から八十九まで、第八十六林班のうち小班番号一から二十五の二まで、二十六、三十三から四十二まで、四十四、四十四の一、四十六の一から六十四まで、六十六から七十二まで及び七十五から百七まで、第八十七林班のうち小班番号三から百二十三まで、第八十八林班、第八十九林班のうち小班番号一から六まで、七の一及び十一から二十八の一まで、第九十林班のうち小班番号一から十六まで、十八から十九の一まで、二十一及び三十か

ら七十一まで、第九十一林班、第九十二林班、第九十三林班のうち小班番号一から三十九まで、四十二の一、四十二の二及び四十四から百まで、第九十四林班のうち小班番号一から五十四まで、五十八の一、六十、六十三から七十九の四まで、八十の一、八十一、八十二の七から百八まで、百二十から百二十の二まで、百二十三の二、百二十六及び百二十九、第九十五林班のうち小班番号五十八から九十二まで、第九十六林班、第九十七林班のうち小班番号一から八まで、十及び二十一から九十八まで、第九十八林班のうち小班番号一から三十三まで及び三十八から八十五まで、第九十九林班のうち小班番号一から五まで、七、七の一、十から三十三まで、三十七及び三十八、第一百一林班のうち小班番号一から二十五まで及び二十五の四から二十六まで、第一百二林班のうち小班番号十六から三十三の二まで、三十六から四十四まで、四十六、四十七及び四十九から六十七の二まで、第一百三林班のうち小班番号一から二十まで及び二十二から七十九まで、第一百四林班から第一百六林班まで、第一百七林班のうち小班番号一から十一まで、十三から十七まで、二十、二十一から二十六の二まで、二十五から三十九まで、四十七の四及び五十九から八十五まで、第八十八林班のうち小班番号七十五から八十五まで、八十八の一及び九十三から九十九まで、第九九林班、第一百十林班のうち小班番号一から五十五まで、五十四、五十五及び五十七から六十七まで、第一百一林班のうち小班番号百三及び百三の一、第一百三林班のうち小班番号三十三の一及び六十九から八十一まで、第一百四林班のうち小班番号百八、第一百六林班のうち小班番号三十三及び三十四、第一百八林班のうち小班番号十四から三十一まで、三十一の十二、三十五の一、四十一から四十五の二まで及び四十七から七十九まで、第一百九林班、第二十林班のうち小班番号一から十六まで、二十三から三十六の二まで及び四十七の一、第二十一林班のうち小班番号十四の一から十七まで、三十五の一から三十八まで、四十三から六十一の二まで、六十六から六十八の二まで、七十二

の二、七十三、七十四、七十八から八十三の二まで及び八十七から八十九まで、第二百二十二林班、第二百二十三林班のうち小班番号一から二十一まで、三十八及び三十九、第二百二十四林班のうち小班番号一から十三まで及び二十一から六十の二まで並びに第二百五林班から第二百二十七林班(市道田の沢線(当該市道と国道三百九十八号との接点から東方向五百メートルの地点を起点とする同方向七百メートルの区間に限る。))の中心線から西側二・五メートル幅の区域、市道高村線(当該市道と市道ザッコ又線との接点からそれぞれ小倉方向三百メートル及び滝の下方向三百メートルの区間に限る。))の中心線から両側三・五メートル幅の区域及び大字東由利田代字南の沢六番地を除く。まで)の民有林

(九) 大内町森林計画図(平成十五年度版)中第一林班(小班番号八十六から九十まで及び百八から百五十八までを除く。)、第二林班のうち小班番号一から八十二まで、百四十四から百四十九まで、百七十二から百七十四まで、百七十六から百八十五まで及び二百十四から二百三十六まで、第三林班から第五林班(小班番号七十六から九十四まで及び百五から百六十までを除く。)、第六林班、第七林班(小班番号五十九の一を除く。)、第八林班(小班番号百七十一から百八十六までを除く。)、第九林班(小班番号一から八十一までを除く。)、第十林班から第十二林班(小班番号七十から九十四までを除く。)、第十三林班(小班番号一から三十三までを除く。)、第十四林班のうち小班番号一から九十五まで及び百五から百二十四まで、第十五林班から第四十五林班(小班番号二十九、三十及び四十四から四十九までを除く。)、まで、第四十六林班から第四十九林班(小班番号五から五の五まで及び七十五から八十六までを除く。)、まで、第五十林班から第五十四林班(小班番号二十三から百十二まで及び百四十六から百六十三までを除く。)、まで、第五十五林班(小班番号五から二十三までを除く。)、から第五十七林班(小班番号七十八の十から七十八の十三までを除く。)、まで、第五十八林班(小班

番号一から百六までを除く。)から第七十九林班(小班番号六十八の一から六十八の三までを除く。)まで、第八十林班から第九十三林班(小班番号七から十八までを除く。)まで、第九十四林班から第九十六林班まで、第九十七林班のうち小班番号一から二十まで及び二十五から三十五の十九まで、第九十八林班から第九十九林班まで、第百四林班のうち小班番号二から四十七まで、第百五林班(小班番号十八及び二十四を除く。)、第百六林班(小班番号三から四十一までを除く。)、第百七林班(小班番号一から四十五までを除く。)、第百八林班(小班番号一から六十一までを除く。)、第百九林班(小班番号一から五十四までを除く。)、第百十林班(小班番号一から五十八までを除く。)、第百十一林班(小班番号一から四十八までを除く。)、第百十二林班(小班番号五十八から六十七まで、七十から七十四まで、九十八及び九十九を除く。)、第百十三林班から第百三十一林班(小班番号五十一から六十一までを除く。)、第百三十三林班(小班番号一から七までを除く。)、第百三十四林班(小班番号六の一を除く。)、第百三十八林班(小班番号三十一から三十三までを除く。)、第百三十九林班(小班番号一から三十三までを除く。)、第百四十三林班(小班番号一から七までを除く。)、第百四十四林班から第百四十七林班(小班番号十九から二十一まで及び六十一から六十九までを除く。)、第百四十八林班から第百五十一林班(小班番号四十七から七十五までを除く。)、第百五十二林班、第百五十三林班(小班番号十四から二十二までを除く。)、第百六十四林班まで、第百六十五林班のうち小班番号十一から七十一まで、第百六十六林班から第百七十二林班(小班番号百四十九から百五十六までを除く。)、第百七十三林班のうち小班番号一から三十七まで及び四十六から七十九まで、第百七十四林班から第百八十四林班(小班番号一から四までを除く。)、第百八十五林班から第百八十七林班

- (九) (小班番号二十一、二十六から四十七まで、五十から五十二まで及び五十七から六十までを除く。)、第百八十八林班(小班番号一から九十八まで及び百二十一を除く。)、第百八十九林班(小班番号百八十六から百九十九までを除く。)、第百九十林班(表示手段用平面図に青色で着色した部分に該当する区域を除く。)
- (十) 大内町森林計画図(平成十五年度版)中原野番号一から十一まで、十三から十五まで、十七、二十から二十九まで、三十九から四十二まで、四十五から四十七まで、五十三、五十九、六十四、六十七から七十六まで、八十九から九十五まで、九十三、九十七から百まで、百五、百七から百九まで、百十一から百十三まで、百十九及び百二十三から百二十五までの区域
- (十一) 大字川原中島、大字狐森及び大字観音森の区域
- (十二) 大字薬師堂のうち字堤脇一番地から六十一番地まで、字堤端三番地、八番地、十二番地及び十四番地並びに字境橋十七番地の区域
- (十三) 大字川口のうち字川口下並びに字飛鳥下一番地から五番地まで、六番地の一から七十二番地の一まで及び八十一番地の一から八十八番地の一までの区域
- (十四) 大字大浦のうち字薬師山、字薬師下、字東山並びに字谷地一番地から十番地まで及び十二番地から十七番地までの区域
- (十五) 大字石脇字東山の区域
- (十六) 大字浜三川のうち字湯の台並びに字小山口一番地から十七番地まで、二十六番地、五十一番地の一及び五十三番地の三の区域
- (十七) 大字矢島町木在のうち字名高山、字桜山、字八木森、字二又、字不動ヶ沢及び字丸森の区域
- (十八) 大字矢島町立石のうち字持子山、字榎木平、字榎畑、字沢ノ内、字矢留森、字葎ヶ沢、字大平山、字富山、字松沢、字岩沢力チ、字大谷地台、字冬道沢、字草沢、字坊ヶ沢、字ウトウ山、字上貝喰、字中貝喰、字十二ヶ沢、字行平、字クサイ沢、字軽井沢、字鍋倉、字田農神山、字瓢沢及び字大平沢の区域

- (九) 大字矢島町新荘のうち字上ノ山、字萱刈場、字岩ノ沢山、字一枚田、字貝長沢、字軽井沢山、字樋橋山、字辻ケ沢、字高清水及び字下沢山の区域
- (十) 大字矢島町坂之下のうち字林ノ内、字北ノ沢、字日陰平、字青平下、字弥勒保山、字堀切、字鳶ヶ沢、字馬館陰、字馬館、字明神畑、字神代山、字荒倉沢、字荒倉、字高畑及び字下貝喰の区域
- (十一) 大字矢島町元町のうち字堀切、字上堀切、字一枚平、字野中一番地から十七番地まで、十八番地の二、十八番地の三、十九番地の二及び二十二番地の二、字藤オノ神、字木輪沢並びに字能仙坊字中茎の区域
- (十二) 大字矢島町荒沢のうち字鶴田、字雁木原、字車滝、字寒長根及び字寒長根沢の区域
- (十三) 大字矢島町城内のうち字内山、字落ノ沢、字中長根、字東ノ又、字田屋ノ下、字水上、字常陸沢、字狼ヶ沢、字小砂利沢、字奥小砂利沢及び字木境の区域
- (十四) 大字矢島町川辺のうち字湯坪、字金ヶ沢、字草井沢、字源田沢、字隠里、字氷ヶ平、字下槻沢、字上槻沢、字押付平、字大杉沢、字水ヶ沢、字萱引沢、字大曲、字六郎沢及び字石原長根の区域
- (十五) 大字矢島町矢島町、大字矢島町田中町及び大字矢島町館町の区域
- (十六) 大字矢島町七日町のうち字七日町、字羽坂、字山寺及び字上山寺の区域
- (十七) 大字西目町沼田のうち字新道下二番地の三百一、二番地の四百九十三から二番地の五百二十七まで、二番地の四百八十七及び二番地の五百三十八の区域
- (十八) 大字西目町出戸のうち字浜山三番地の三十三、六番地の二、九番地から六十四番地まで、六十五番地の二、六十五番地の二、六十六番地、六十七番地、六十八番地の三、六十八番地の四、六十九番地の二、六十九番地の二、七十番地から二百四十三番地まで及び二百四十五番地から二百五十一番地までの区域
- (十九) 大字東由利法内のうち字才ボケ沢七番地及び七番地の

一並びに字川端六番地から七番地までの区域

(二十) 大字東由利老方のうち字牧山十番地、字金ヶ沢一番地から二十番地の十二まで、字カザ平二十番地の一から四十二番地の二まで及び字水呑場一番地から五番地までの区域

(二十一) 表示手段用平面図に赤色で着色した部分に該当する区域

表の次に次のように加える。

表示手段用平面図は、登載を省略し、農林水産部農林政策課及び関係地域振興局農林部並びに由利本荘市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第三百五十九号

農業振興地域の指定(昭和四十九年秋田県告示第八十三号)は、廃止し、平成十七年三月二十二日から施行する

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 (0862) 8766 F A X (0863) 0005
 E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄